

給付付き税額控除の概要と導入に際しての課題を検討

先進国の標準税制として の給付付き税額控除

森信茂樹◎中央大学法科大学院教授

I 先進国で普及する勤労税額控除・給付付き税額控除

(1) OECDの分析

2004年に公表されたOECD事務局による「Recent Tax Policy Trends and Reforms in OECD Countries」は、最近の先進諸国の税制トレンドとして、「Making Work Pay Programs (MWP、勤労を通じて豊かになる政策)」を取り上げ、勤労税額控除（米国ではEarned Income Tax Credit：EITC、英国ではWorking Tax Credit：WTC）の導入国が広がりつつあることを指摘している。MWP政策とは、勤労にインセンティブを供与することにより、低所得世帯や片親等のハンディキャップ世帯が貧困から抜け出すことを支援するための政策で、これから述べる勤労税額控除（WTC）を中心とする給付付き税額控除がそれである。その2年後に公表されたOECD「Fundamental Reform of Personal Income Tax」でも、ここ10年の先進諸国の租税政策の最大の課題は、効率的な税制の構築と、それに伴う所得再分配の問題を、税制と社会保障を一体的に構築することによって対応することであると記述しつつ、その具体的な税制としての給付付き税額控除について、次のように述べている⁽¹⁾。

「個人の勤労所得には、社会保険料と所得税の双方が課せられている。社会保険料は、所得比例となっており、また上限があることから逆進性を持っており、そのことが、所得税の所得再分配機能を弱めている。勤労を始めて所得を得ても、高い所得税と社会保険料負担が課せられれば、勤労意欲は失せてしまう。このような負担と勤労インセンティブとはきわめて強い相関関係にあり、このマイナスの効果を相殺するために、多くの国は、低所得家庭に対して、給付付き税額控除制度を導入している。」

(2) 勤労税額控除導入の背景

勤労税額控除の内容は、勤労して一定以上の所得を稼ぐと一定割合の減税（税額控除）が受けられるということにより、勤労の対価を高め勤労意欲を引き出すというもので、In-Work Tax Creditと呼ばれている。このうち、減税（税額控除）できない低所得者には給付を行うことをセットにしたものが、Refundable Tax Creditと呼ばれ、わが国では「給付付き税額控除」と称されている。米国で導入され、英国やオランダで活用され、最近ではスウェーデン、デンマーク等の北欧諸国でも導入され、今や先進諸国の租税政策のスタンダードともいべき政策となっていることは先述のとおりである。なお、「還付

付き」と訳されることもあるが、低所得者は所得税を負担していないので、還付という言い方は必ずしも正確ではない。わが国政府も立法府も、正式名称として、「給付付き」と称している。

このような普及の背景を整理すると次のとおりである。

第1に、所得控除の拡大による所得税の課税ベースの浸食を食い止めたいという動機である。様々な政策的理由から拡大していく所得控除は、高所得者に恩恵が偏り、課税ベースを大きく浸食させる。これに対して、一定所得以下の納税者・世帯だけを対象とする税額控除は、課税ベースの浸食を限定し、財源の効率的な活用が図られる。ここから、オランダをその代表例とする「所得控除から税額控除へ」という政策が始まったのである。

第2に、先進諸国は、ヒト・モノ・カネの自由な移動の中で自国の課税ベースの浸食を防ぐ「効率的な税制」をとらざるを得なくなっているが、他方で、冷戦終結後から始まった、中進国による低スキル労働の代替の結果、所得格差問題が大きくなる中で、税制と社会保障を一体的に設計することによって所得再分配機能の強化を迫られたのである。

低所得者に対して税額控除で負担軽減を行う場合、課税最低限に近い層は税額控除の恩典が限定されるので、社会保障給付と一緒に設計する必要がある。これが、「給付付き」になった背景である。

第3に、雇用政策として、労働による稼得行為と直接リンクさせることにより、労働インセンティブを高める政策の必要性である。長年失業問題に悩まされてきた欧州諸国は、雇用問題に対してセーフティー・ネットの拡充という政策で臨んできたが、その政策が「働くより失業給付を」というモラルハザードを生むと同時に、大きな政府による非効率を生

み出してきた。この反省に立ち、政策の重点を、セーフティー・ネットの拡充から、「労働を通じて経済的に自立し貧困から脱出する」というMWP政策に変えてきたのである。

(3) 導入国とその評価

この制度の始まりは、貧困対策として、公的扶助政策や最低賃金制度を補完する観点から、1975年に米国で導入されたもの⁽²⁾だが、最も有名なのは英国ブレア労働党政権の事例である。サッチャー・メージャーの保守党政権を受け継いだブレア労働党政権は、市場メカニズムに基づく競争を前提として、教育・医療・雇用政策を中心とした公共サービスにおける政府の役割を強化することによって、個人のインセンティブを引き出しつつ生活能力を高めるという政策を実行に移した。これは、「第3の道」とか、アングロ・ソーシャル・モデルと呼ばれている。かつての労働党政権の政策である弱者の生活を保障する「セーフティー・ネット」の拡充に変えて、教育により個人の市場対応力(employability)を高め、機会の平等を確保することにより弱者を再び市場に送り出す「トランポリン(スプリングボード)」政策をとることにより、失業問題や貧困問題、さらには少子化への対応を図ったのである。

代表的な政策である労働税額控除の概要は、「19歳未満で扶養児童を有する世帯は週16時間、25歳以上の世帯は週30時間以上就労することを条件に、所得に応じた減税(税額控除)を行う。控除しきれない場合には給付する。単身で週16時間勤労する場合、1,620ポンド(130円で計算して21万円)が税額控除(控除しきれない分は給付)される。」という内容で、その分税引き後所得が押し上げられ勤労意欲を高める効果を持つ。実際、制度導入後の英国では、シングルマザーや若年

労働者の就業率が大幅に改善されたといわれている⁽³⁾。英国政府はホームページを通じてこの施策を広くPRし利用促進に努め、ブレア政権の代表的成功事例として今も語り伝えられている⁽⁴⁾。

また、高水準の失業手当と、社会保険税負担と合わせた高い税負担が労働力の供給を妨げていたオランダは、ワークシェアリングの一環として、2000年の税制改革で、所得控除を廃止縮小し勤労税額控除を導入した。失業手当の水準を下げることとセットで、勤労所得に対する税負担を軽減させた結果、未熟練労働者の手取りが増え、労働供給が増加し失業者が減るという大きな効果があった。ワークシェアリング政策は、最近わが国でも注目されているが、オランダでは「社会保障」と「雇用政策」と「税制」が一体として運営・実行されることによって実施に移されたのである。なお、オランダの勤労税額控除は、税負担と社会保険料（税）負担の範囲内での控除として、還付・給付を伴わない点に特色がある。

また、米国オバマ大統領は、選挙キャンペーン中から、税額控除を拡充し社会保険税の負担を軽減させることを訴えてきた。社会保険税は、勤労所得に比例して課せられるが、課税最低限がなく低所得者には過重な負担となっている。そこで、税額控除を与え、社会保険税負担を軽減する必要が生じたのである。本年2月17日に成立した2009年米国再生・再投資法の中に、Making Work Pay Creditとして、低所得者の社会保険税を相殺する税制が導入された。

II 制度の概要 —4つのタイプ

給付付き税額控除制度の基本的な仕組み

は、「一定の所得以上の勤労所得のある個人あるいは世帯に対して一定額の税額控除を与える、控除しきれない額は給付する。所得が増加するにつれて税額控除額は遞減し、一定の所得額に達すると廃止される。税額控除しきれなかった給付の実務は社会保障官庁ではなく税務官庁によって運営されている。」というもので、次の3つの要素からなる。

①稼得所得が増加するにつれて控除額が増加する遅増（phase-in）段階、②所得が増加しても控除額が（最高）控除額で一定の定額（flat）段階、③所得の増加に伴い控除額が減額される遅減（phase-out）段階である。また、対象者の控除額が課税額を上回る場合には、ネットの超過分は社会保障で給付される（refundable）。

もっとも、この形は各国の実情に応じて異なっており、例えば英国では、最初の遅増部分ではなく、一定の時間の労働を条件に一定額の控除を与えるスキームとなっている⁽⁵⁾。共通の要素としては、稼得所得を有することが要件であることから、控除を受け取るためにには就労することが必要という点、就労し所得を得れば税額控除・給付が加算され経済的に有利になる（勤労の価値を高める）ように設計されている点である。一方、遅減段階ではより働くほど控除額が減額されるため、ディスインセンティブが発生するという問題が指摘されている。

政策目標別に分けると4つの類型となる。

第1は、勤労税額控除（EITC, WTC）で、一定時間就労する中低所得世帯に対して一定額の税額控除を与え、所得が上がるにつれ控除額は递減、最終的にはゼロとなるという制度設計で、勤労より社会保障に依存した方が有利というモラルハザードやポバティートラップ（貧困のわな）を防止し、自らの労働スキルを向上させ自立した生活をおくることを

支援するもので、労働訓練や職業教育と連動して運営されている。

第2は、児童税額控除（CTC）で、子供の人数に応じ税額控除を行い、母子家庭の貧困対策や子育て支援を通じ、少子化対策にも資するものである。

これら2つの制度は、英国のブレア政権、米国のクリントン政権の下で、勤労を通じて自立していくというワークフェア思想に立脚したもので、今では英国や米国には広く浸透している。

第3は、社会保険料負担軽減税額控除である。低所得層の税負担とともに社会保険税負担の緩和を主目的とする。オランダや韓国、さらには米国オバマ政権がこの思想に基づく制度を導入しているが、オランダの制度は、社会保険料負担（税）と相殺され、給付は行われていない。この点、わが国にとって参考にすべき制度であろう⁽⁶⁾。

第4は、消費税逆進性対策税額控除である。消費税率引上げによる逆進性の緩和策として、カナダやシンガポールで導入されており、基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付する。事業者・納税者にかかる軽減税率に伴う負担を緩和する効率のよい逆進性対策である。

III わが国における議論

このような先進諸国の状況を受けて、わが国でも給付付き税額控除の議論が始まった。2008年度改正の政府税制調査会答申は「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうか」という議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、

税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用して国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。」と記述した。その後与党税調の議論を経て、「所得税法等の一部を改正する法律」の附則に、「個人所得税については……給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取り組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。」と記され、今後わが国の税制改革時の課題と位置づけられた。

一方、昨年暮れの「民主党税制抜本改革アクションプログラム」においても、「所得再分配機能を高めていくためには所得控除を税額控除に替えるだけでなく、『給付付き税額控除』の導入を進める。」「わが国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、以下のいずれかの目的若しくはその組み合わせの形で導入することを検討する。」として、ア) 低所得者に対する生活支援、イ) 消費税の逆進性緩和、ウ) 就労促進の3つの観点からの活用を明記した。

わが国でも給付付き税額控除の検討が課題とされた背景には、今日わが国のおかれた経済社会状況が欧米諸国と近づき、彼らが導入してきたこの制度を必要としているということ、他方でこれまでのいろいろな税制や社会保障政策が、所得再分配機能の低下に見られるように、行き詰ったことという事情があ

げられる。

例えば、仕事を失い生活が成り立たなくなっている人々にはセーフティ・ネットの拡充、一時的失業者には雇用保険の適用緩和等での対応がとられてきたが、そのような政策と合わせて、より構造的な対策として職業訓練の強化とセットで、賃金を魅力的にし、勤労意欲を増大させる本格的な施策が必要とされているのである。勤労者が生活保護の受給に向かわないとても、雇用問題に早くから悩まされてきた欧米諸国の経験を踏まえた勤労税額控除・給付付き税額控除の導入を真剣に考える時期に来ている。

ちなみに、2008年に公表されたOECD対日審査レポートは、わが国への給付付き税額控除の有効性、必要性を指摘し、導入を勧告している⁽⁷⁾。

IV わが国に導入する場合の課題

税制と社会保障は、これまで異なる官庁の下で異なる方法により取り扱われてきただけに、わが国に導入するには様々な課題を乗り越えなければならない。課題は、どのような政策目標とするのかという制度設計の問題と、執行に伴う問題の2つに分かれる。前者については、前述の4つの類型をもとに、政策課題の優先度に基づき検討していく必要がある。後者については次のような多くの課題がある。

第1に、番号制度の必要性である。給付は、正確な所得の捕捉をもとに家族単位で行うことになるので、納税者番号の導入等の課税インフラを備える必要がある。英国やフランスでは、納税者番号は導入されていないので、社会保障番号を活用して執行がなされている。

英国では、受給を希望する者は、世帯単位で、内国歳入庁・税務署に、「夫婦の氏名、住所、生年月日と社会保障番号」を記述して「申請」する。これに、子供の情報として、氏名、同居開始日、児童手当番号を記載する。さらに、労働情報として、勤務先と労働時間、雇用主名、収入の詳細を社会保障給付番号とともに記載する。その上で、受取人指名、受取銀行口座を記入して提出する。統一的な納税者番号にかえて、税務署の管理番号や社会保障番号を活用して、給付の管理を行っているのである。2005年までは、雇用主が源泉徴収により集めた税額を該当者の給与に上乗せして支払っていたが、2006年以降は、雇用主の事務負担に配慮して、国から直接個人口座に振り込まれるようになった。フランスも、社会保障番号を活用して制度を執行している。したがって、必ずしも納税者番号が必要となるわけではないが、社会保障番号は必要となる。

2番目に、不正受給の問題である。米国では、20%を超える不適切な給付が議会で取り上げられ政治問題化している。この中には、「超過支払い」(Overpayment)と「不正受給」の2つが含まれているが、最大の要因は、米国制度の複雑さ（家族形態が多様化する中で受給資格がわかりにくい）にあるといわれており⁽⁸⁾、制度の簡素化に向けた努力が行われている⁽⁹⁾。本制度の基本的な課題として、所得や子供の年齢、家族の構成、人数により給付額が変わるので、離婚、別居等受給者の家庭事情の変化に関する報告が遅れると、超過支払いが起きやすい。また、税務調査や罰則の強化（不正受給が見つかれば、2年あるいは5年の受給停止）による対応も行われている。

20%を超えるエラー率というのは、制度としては極めて問題が多いが、個人事業者の税

務過少申告割合はさらに多い（GAOの調査によると過少申告割合は64%）ことや、現物給付であるフードスタンプ制度よりは執行コストが小さいといった評価も行われている⁽¹⁰⁾。全体的評価としては、今や米国社会保障制度の根幹をなす制度となっているとされている。

英国ではそこまでの不正受給問題は生じていないが、これは制度が簡素なこと、導入当初給付（還付）事務を会社レベルで行っており、税務当局が直接執行するようになった現在も会社のデータに基づいて執行しているという事情が大きい。わが国では、戸籍や住民票制度がしっかりとしているので米国に比べて格段に問題が少ないと思われるが、給与所得者に対しては年末調整で行う形でスタートすれば、会社事務の負担増加はあるものの不正防止は期待できよう。

3番目に、執行体制の問題である。制度導入国では、税務当局が給付も行っており、わが国でもそれに向けた体制作りが必要となる。確定申告の一環として扱う米国型と、税金とは別の申請に基づき税務署から税額控除の支給を受ける英国型の2つがあるが、わが国では長年「税は申告納税、社会保障給付は申請主義」と区分して執行されてきており、英国型の方がなじみやすい。そもそも制度設計として、社会保険料も一体的に考えていく必要があるので、将来的には徴収の一元化が必要となることは後述する。

最後に財源であるが、オランダのように、所得控除の縮小とセットで導入した「税収中立」型、英国のように既存の社会保障歳出もあわせて整理統合した「財政中立」型等がある。わが国での導入にあたっては、基礎控除、配偶者控除、給与所得控除の縮小（「税収中立」）、さらには既存の社会保障給付措置の見直し（「財政中立」）とセットで行うことが原

則であるべきだ。ただし、緊急対策として行う場合、例えば2兆円の定額給付金を次年度以降も継続するということになるなら、それに変えて実行することも検討課題である。

そこで、以下暫定的な案を紹介したい。



日本型給付付き税額控除の提言

私は、本格的な給付付き税額控除の導入に向けての論点を検討すると同時に、暫定的な具体案を日本型給付付き税額控除として提言してきた。

（1）日本型勤労税額控除

第1は、勤労税額控除である。現在わが国で採用されている雇用政策は、雇用調整助成金など企業・雇用主に資金補助をするものが多い。ドイツでは、労働時間短縮で目減りした給与の60%を国から直接補てんする政策を導入した。浮いた時間の少なくとも半分は、従業員の職業訓練に充てることが条件とされており、ワークシェアリングのスムーズな導入につながっている。前述のように、雇用政策としては、働けなくなったときのセーフティ・ネットである生活保護、一時的失業の際の失業保険や雇用調整給付金に加えて、いわゆるワーキングプア等中低所得者の勤労インセンティブ供与策をパッケージで導入する必要がある。

具体的には、「世帯収入100万円から350万円の中低所得者層の勤労者（世帯単位）を対象に、収入に対して30万円の税額控除（減税）を与えることにより、所得税・住民税・社会保険料の負担軽減を行う。軽減額が、税・社会保険料合計を超過する場合には超過分を給付する。300万円を超えると税額控除額は減少し350万円で消滅する」という政策の導入

図表1 単身世帯の税・社会保険料負担

(万円)

給与収入	税負担 (国税・地方税合計)	社会保険料 (10%)	個人負担合計	減税(税額控除)額	差し引き
100	0	10	10	30	▲20 (給付)
200	10	20	30	30	0
300	19	30	49	30	19
350	23	35	58	0	58

(注) 社会保険料率(本人負担分)は10%と仮定、課税最低限は114万円

を考えてみた。

単身者を例にとって、税(所得税・住民税)と社会保険料負担を計算したのが図表1である。収入100万円の者は税・社会保険料負担合計で10万円(税は課税最低限以下なのでゼロ)、30万円の税額控除があるので差し引き20万円の給付、収入200万円の者は、税・社会保険料負担が合計30万円、控除30万円と相殺されて負担はゼロ、以下300万円では差し引き19万円の負担、350万円で税額控除は消滅する。これをわかりやすくグラフ化したのが図表2である。

この制度の導入に係る財源は、税務統計の制約上正確に計算することはできないが、およそ2兆円あれば、収入100万円以上300万円未満の家庭に、30万円程度の税額控除を行うことは可能であろう。国税庁の民間給与実態統計調査(平成19年分)によると、1年を通じて勤務した給与所得者のうち100万円超300万円以下の者は、1,300万人程度である。そのうち家族で名寄せして資格外となる者や年金所得者を対象外とすると、半分程度の600万世帯が有資格となり、平均30万円を乗じると、およそ2兆円弱となる。

(2) 日本型児童税額控除

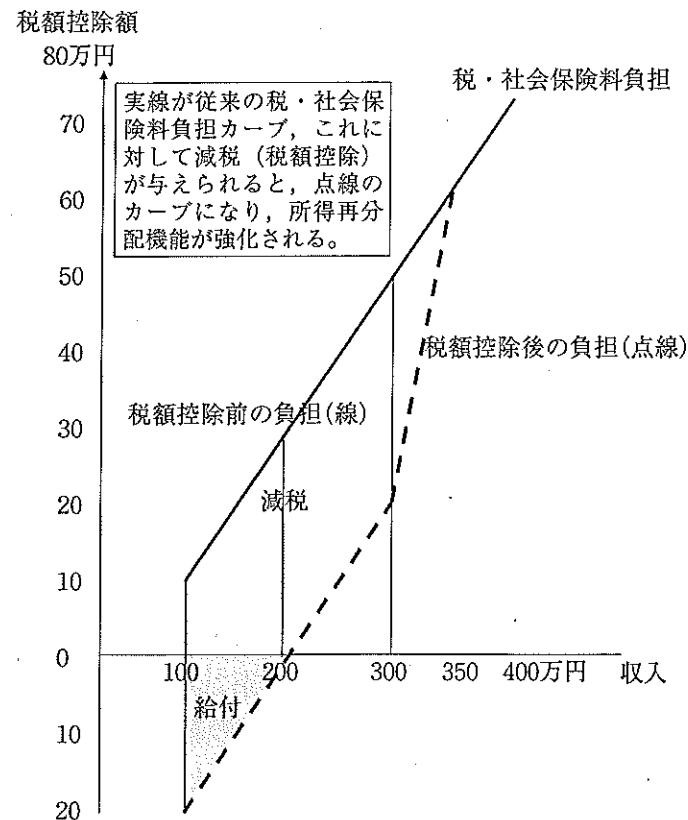
第2に子育て支援のための児童税額控除である⁽¹¹⁾。子育て家庭への経済支援として導入するものである。税収中立を原則とし、財源は扶養控除と配偶者控除の縮小により捻出する。児童手当は幅広い制度で4半期ごと給付、児童税額控除は、子育て家庭への経済支援策として児童数に応じて年1回給付とすみ分ける。

具体案は、「課税所得200万円(妻子2人で給与所得600万円強)以下で、23歳未満の扶養親族を持つ納税者に、扶養親族一人あたり5万円の税額控除を与え、年末調整(自営業者は確定申告)時に税額控除する。税額控除しきれない納税者と非納税者については、市町村の児童手当担当部署から給付を行う」というものである。財源は、扶養控除と配偶者控除をそれぞれ20万円縮減することにより捻出する。この数値は、基礎調査の個表を使って税収中立の計算を行ったもので、財源を多く捻出すれば給付額を多くすることが可能である。わかりやすく図示したのが図表3である。

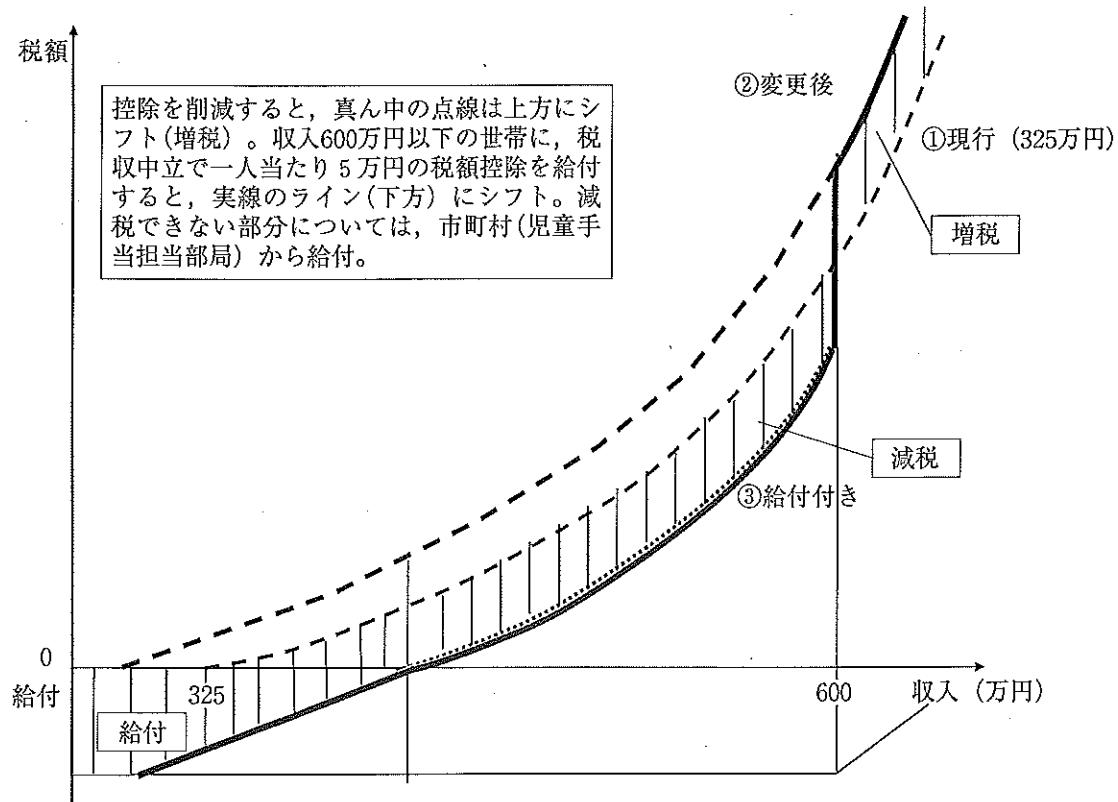
(3) 具体的執行体制

上記のような給付付き税額控除をわが国に

図表2 単身世帯の税・社会保険料負担



図表3 コンセプト図(標準世帯)



導入するにあたって、執行体制が問題となる。諸外国では税務署が社会保障番号や納税者番号により所得情報を集積し給付を行っているが、わが国でそこまで整備するには時間がかかる。そこで、番号制度の導入等体制の整備は進めつつ、簡素に導入できる案を考えてみた。

全体の制度設計・税額計算は財務省が行い、所得の捕捉、名寄せは地方で行う。その上で、負担軽減部分は税制・社会保険料の担当部局で、給付部分は地方自治体で対応する。税務当局は課税最低限以下の所得情報を持つておらず、地方自治体の力を借りる必要がある。以上の考え方の下で考えた具体案は、「受給者が市長村に申請を行い、給付を受けるための審査（本人の所得情報の付き合わせ、家族単位での所得捕捉等）を経て、その証明書を確定申告に添付して税額控除を受け、社会保険庁からは保険料の免除を受ける。控除しきれない部分については市町村から支給を受ける」という仕組みである。金融機関の発行した証明書を確定申告の際に添付し、年末調整・申告により還付する現行の住宅取得税制を参考にしたものである。

この制度の重要な柱は、税と社会保険料、さらには社会保障給付までを一体としてとらえて制度作りをしていることである。これまで税制と社会保険とは、対価性・権利性を伴うか否かで区分され、どちらも所得再分配のツールでありながら、別々に設計してきた。しかし、格差・貧困が大きな社会問題となる中で、基礎年金部分の税負担部分が2分の1に引き上げられることもあり、これらを一体的に設計していくことが効率的・効果的であるとの考え方が多くなりつつある。給付付き税額控除を設計していく上では、社会保険料負担をも一体的にとらえて、その軽減を図るという視点が重要である。給付部分を少なく

するためにも、減税部分に、国税・地方税だけでなく社会保険料も考慮に入れた制度作り、さらには徴収の一元化が必要となるのである。

厚生労働省は、低所得者の年金未納対策としての税金の投入を検討しており、米国ではオバマ大統領が、社会保険税を給付付き税額控除で軽減する税制を導入したが、同じ思想に立つものといえよう。社会保険料の徴収については、世界的に、社会保険官庁が行うより歳入所管官庁が行う方向に進みつつある。社会保険料の徴収・管理とその資金の運用・給付とを区分して、前者は国税庁と統合することは世界的な流れで、これにより、未納の解消に国税のノウハウを活用でき、行政効率は大幅に改善する。また、そのような改革は、霞ヶ関の縦割り行政を見直すきっかけとなり、税制と社会保障を合わせた総合的な制度設計を可能にする。

給付付き税額控除には、そのほかにも、家族全体の所得をベースに設計するので世帯単位での所得捕捉を前提とした仕組みにする必要がある。個人単位の下で厳格な定義の行われている配偶者、扶養家族と、社会保障制度との整合性を保つ必要性がある。また、一定額以上の金融所得のある者（世帯）は、適用除外にする必要があるが、金融所得は分離課税となっており名寄せのシステム（例えば、申告分離制度への移行）を備えておく必要がある。

以述べたように、わが国へ本格的な制度として導入するにあたっては様々な課題があるので、ひとつひとつ詰めて順序立てた導入をしていく必要があるが、格差問題や失業の広がりを目の当たりに、残された時間が多くあるわけではない。

*

*

*

〔参考文献〕

- ・OECD "Recent Tax Policy Trends and Reforms in OECD Countries" 2004
- ・OECD "Fundamental Reform of Personal Income Tax" 2006
- ・OECD "Reforming Tax System in Japan to Promote Fiscal Sustainability and Economic Growth" Working Paper No.650, 2008
- ・Brookings Institute "The Earned Income Tax Credit at Age 30" 2006
- ・Treasury "the Earned Income Tax Credit Program Has Made Advances; However, Alternatives to Traditional Compliance Methods are Needed to Stop Billions of Dollars in Erroneous Payments 2008
- ・Hotz, V. and J. Scholz 'The Earned Income Tax Credit', prepared for the NBER Conference on Means-Tested Transfers 2000
- ・森信茂樹「ワークシェアリングは税額控除と一体で」ヌーベル・エポーク5号(2001年)
- ・同「格差問題と税制一動労税額控除制度の提言」「経済格差の研究」(貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編, 中央経済社, 2006年)
- ・同「英・米の給付付き税額控除に学ぶ」国際税制研究, No.16(2007年a)
- ・同「抜本的税制改革と消費税」大蔵財務協会(2007年b)
- ・同「税と社会保障の一体改革」と給付付き税額控除の提言」租税研究, 2008年5月号
- ・森信茂樹編著『給付付き税額控除』中央経済社(2008年)

- ・内閣府「海外諸国における経済活性化税制の事例について」(政策効果分析レポート, No.12, 内閣府政策統括官, 2002年8月)
- ・木原隆司・堀山順子「イギリスの雇用政策・人材育成政策とその評価」「転換期の雇用・能力開発支援の経済政策」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所, 日本評論社(2006年)
- ・田近栄治「税還付策こそ生活対策」日経経済教室, 2009年3月26日
- ・山口二郎『ブレア時代のイギリス』岩波新書(2005年)

〔脚注〕

- (1) 本OECDレポートについては、税研143号で、金子宏教授が詳細な紹介をされている。
- (2) 古くからあるベーシックインカム議論やフリードマンの負の所得税構想の議論が背景にある。比較的最近では、AtkinsonのThe Basic Income/Flat Tax Proposal(02)がある。
- (3) 2007年度経済財政白書
- (4) 山口(2005)
- (5) 英国型と米国型の相違については、森信他(2008)参照。
- (6) 田近(2009)
- (7) OECD(2008)
- (8) Treasury(2008)
- (9) Brookings Institute(2006)
- (10) Brookings Institute(2006)
- (11) 森信他(2008)